

福岡県医発第 2192 号（総）

平成 17 年 3 月 4 日



小郡三井医師会長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康弘



特定計量器定期検査の実施について

標記について、別紙のとおり通知がありました。

貴会会員からの問い合わせ等につき、ご配慮いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 島田昇二郎



【公印省略】

1 6 計 第 2 5 2 0 号

平成 1 7 年 2 月 2 5 日

福岡県医師会会長 殿

福岡県計量検定所長

特定計量器の定期検査の実施について（通 知）

このことについて、糟屋郡、古賀市、朝倉郡、甘木市、京都郡、行橋市、田川郡、田川市、三井郡、小郡市の特定計量器定期検査を、別添告示のとおり実施いたします。

つきましては、健康診断に使用される体重計及び調剤用のはかりが本検査の対象となりますので、必ず受検されますよう貴会会員の方々へのご指導方よろしくお願いいたします。

福岡県告示第336号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成17年2月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 知事が指定する場所で行う検査

対象特定計量器	検 査 年 月 日	検 査 時 間	検 査 場 所	検 査 区 域
イ 非自動はかり(口に掲げるものを除く。) 、分銅又はおもり	17年4月7日	10:00~12:00 13:00~15:00	新 宮 町 役 場	新宮町全域
	17年4月8日	10:00~12:00 13:00~15:00		
	17年4月11日	10:00~12:00 13:00~15:00	古 賀 市 中 央 公 民 館	古賀市全域
	17年4月12日	10:00~12:00 13:00~15:00		
	17年4月14日	10:00~12:00 13:00~15:00	宇 美 町 消 防 会 館	宇美町全域
	17年4月15日	10:00~12:00 13:00~15:00		
	17年4月19日	10:00~12:00 13:00~15:00	須恵町カルチャーセンター	須恵町全域
	17年4月20日	10:00~12:00 13:00~15:00	志免町東地区社会体育館	志免町全域
	17年4月21日	10:00~12:00 13:00~15:00	志免町西地区社会体育館	
	17年4月22日	10:00~12:00 13:00~15:00	篠 栗 町 商 工 会	篠栗町全域
	17年4月26日	10:00~12:00 13:00~15:00	久 山 町 役 場	久山町全域
	17年4月27日	10:00~12:00 13:00~15:00	粕 屋 町 役 場	粕屋町全域
	17年4月28日	10:00~12:00 13:00~15:00		
		17年4月29日から 17年6月28日まで	左欄の間に行う検査については、糟屋郡内各町及び古賀市と協議の上、指示する。	
ロ ばね式指示はかり 又は電気式はかりで 目量の数が6,000を 超えるもの	17年4月29日から 17年6月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		糟屋郡全域 古賀市全域

2 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして対象特定計量器の所在の場所で行う検査

対象特定計量器	検査年月日	検査時間	検査場所	検査区域
非自動はかり、分銅又はおもり	17年4月29日から 17年7月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		糟屋郡全域 古賀市全域

福岡県告示第339号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成17年2月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 知事が指定する場所で実施する検査

対象特定計量器	検査年月日	検査時間	検査場所	検査区域
イ 非自動はかり(口に掲げるものを除く。) 、分銅又はおもり	17年6月 1日	10:00~12:00 13:00~15:00	赤 村 住 民 セ ン タ ー	赤 村 全 域
	17年6月 2日	10:00~12:00	添 田 町 役 場	添田町全域
		13:00~15:00	彦山地区総合センター	
	17年6月 3日	10:00~12:00 13:00~15:00	添 田 町 役 場	
	17年6月 7日	10:00~12:00 13:00~15:00	大 任 町 役 場	大任町全域
	17年6月 8日	10:00~12:00	川 崎 町 池 尻 公 民 館	川崎町全域
		13:00~15:00	川 崎 町 民 会 館	
	17年6月 9日	10:00~12:00 13:00~15:00	川 崎 町 民 会 館	
	17年6月10日	10:00~12:00 13:00~15:00	赤 池 町 役 場	赤池町全域
	17年6月13日	10:00~12:00 13:00~15:00	方 城 町 中 央 公 民 館	方城町全域
	17年6月14日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸 田 町 役 場	糸田町全域
	17年6月15日	10:00~12:00 13:00~15:00	金 田 町 総 合 会 館	金田町全域
	17年6月16日	10:00~12:00	香春町勤労者研修センター	香春町全域
		13:00~15:00	香春町役場採銅所支所	
	17年6月17日	10:00~12:00 13:00~15:00	香春町勤労者研修センター	
	17年6月23日	10:00~12:00 13:00~15:00	田 川 市 武 道 館	田川市全域
	17年6月24日	10:00~12:00 13:00~15:00		
	17年6月27日	10:00~12:00 13:00~15:00		
	17年6月28日	10:00~12:00 13:00~15:00		
	17年6月29日から 17年8月28日まで	左欄の間に行う検査については、田川郡内各町村及び田川市と協議の上、指示する。		田川市全域 田川郡全域
ロ ばね式指示はかり 又は電気式はかりで 目量の数が6,000を 超えるもの	17年6月29日から 17年8月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		田川市全域 田川郡全域

2 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして対象特定計量器の所在の場所で実施する検査

対象特定計量器	検査年月日	検査時間	検査場所	検査区域
非自動はかり、分銅又はおもり	17年6月29日から 17年9月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		田 川 市 全 域 田 川 郡 全 域

福岡県告示第338号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成17年2月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 知事が指定する場所で実施する検査

対象特定計量器	検 査 年 月 日	検 査 時 間	検 査 場 所	検 査 区 域
イ 非自動はかり(口に掲げるものを除く。)・分銅又はおもり	17年5月10日	10:00~12:00	苅田町立小波瀬コミュニティセンター	苅田町全域
		13:30~15:00	苅田町立西部公民館	
	17年5月11日	10:00~12:00	苅田町三原文化会館	
		13:00~15:00		
	17年5月12日	10:30~12:00	福岡みやこ農協伊良原支所	犀川町全域
		13:30~15:00	旧福岡みやこ農協城井支所	
	17年5月13日	10:30~12:00	犀川町体育館	
		13:00~15:00		
	17年5月17日	10:00~12:00	豊津町役場	豊津町全域
		13:00~15:00		
	17年5月18日	10:00~12:00		
		13:00~15:00		
	17年5月19日	10:00~12:00	勝山町民体育館	勝山町全域
		13:00~15:00		
	17年5月23日	10:00~12:00	行橋市延永公民館	行橋市全域
13:00~15:00		行橋市今川公民館		
17年5月25日	10:00~12:00	行橋市泉公民館		
	13:00~15:00	行橋市仲津公民館		
17年5月26日	10:00~12:00	行橋市市民会館		
	13:00~15:00			
17年5月27日	10:00~12:00			
	13:00~15:00			
17年5月28日から 17年7月27日まで	左欄の間に行う検査については、京都郡内各町及び行橋市と協議の上、指示する。			京都郡全域 行橋市全域
ロ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの	17年5月28日から 17年7月27日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		京都郡全域 行橋市全域

2 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして対象特定計量器の所在の場所で実施する検査

対象特定計量器	検査年月日	検査時間	検査場所	検査区域
非自動はかり、分銅又はおもり	17年5月28日から 17年8月27日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		京都郡全域 行橋市全域

福岡県告示第340号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成17年2月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 知事が指定する場所を実施する検査

対象特定計量器	検 査 年 月 日	検 査 時 間	検 査 場 所	検 査 区 域
イ 非自動はかり(口に 掲げるものを除く。) 、分銅又はおもり	17年6月20日	10:00~12:00 13:00~15:00	大 刀 洗 町 役 場	大刀洗町全域
	17年6月23日	10:00~12:00 13:00~15:00	小 郡 市 体 育 館	小 郡 市 全 域
	17年6月24日	10:00~12:00 13:00~15:00		
	17年6月25日から 17年8月24日まで	左欄の間に行う検査については、三井郡大刀洗町、及び 小郡市と協議の上、指示する。		大刀洗町全域 小 郡 市 全 域
ロ ばね式指示はかり 又は電気式はかりで 目量の数が6,000を 超えるもの	17年6月25日から 17年8月24日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする 者と協議の上、指示する。		大刀洗町全域 小 郡 市 全 域

2 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして対象特定計量器の所在の場所を実施する検査

対象特定計量器	検査年月日	検査時間	検査場所	検査区域
非自動はかり、分銅又はおもり	17年6月25日から 17年9月24日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		大刀洗町全域 小郡市全域

福岡県告示第337号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成17年2月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 知事が指定する場所で行う検査

対象特定計量器	検 査 年 月 日	検 査 時 間	検 査 場 所	検 査 区 域	
イ 非自動はかり(口に掲げるものを除く。) 、分銅又はおもり	17年4月11日	10:00~12:00 13:00~15:00	三 輪 町 働 く 婦 人 の 家	三 輪 町 全 域	
	17年4月12日	10:00~12:00 13:00~15:00	夜 須 町 役 場	夜 須 町 全 域	
	17年4月14日	10:30~12:00 13:00~15:00	筑前あさくら農協宝珠山営農センター	宝珠山村全域	
	17年4月15日	10:30~12:00	小 石 原 村 老 人 セ ン タ ー	小石原村全域	
		13:30~15:00	小 石 原 村 中 央 公 民 館		
	17年4月20日	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉町農業者トレーニングセンター	朝 倉 町 全 域	
	17年4月21日	10:00~12:00	筑前あさくら農協久喜宮支店	杷 木 町 全 域	
		13:30~15:00	筑前あさくら農協志波支店		
	17年4月22日	10:30~12:00	筑前あさくら農協松末支店		筑前あさくら農協杷木支店
		13:30~15:00	筑前あさくら農協杷木支店		
	17年4月26日	10:00~12:00 13:00~15:00	甘 木 市 役 所	甘 木 市 全 域	
17年4月27日	10:00~12:00 13:00~15:00				
17年4月28日	10:00~12:00 13:00~15:00				
	17年4月29日から 17年6月28日まで	左欄の間に行う検査については、朝倉郡内各町村及び甘木市と協議の上、指示する。		朝 倉 郡 全 域 甘 木 市 全 域	
ロ ばね式指示はかり 又は電気式はかりで 目量の数が6,000を 超えるもの	17年4月29日から 17年6月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		朝 倉 郡 全 域 甘 木 市 全 域	

2 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして対象特定計量器の所在の場所で行う検査

対象特定計量器	検査年月日	検査時間	検査場所	検査区域
非自動はかり、分銅又はおもり	17年4月29日から 17年7月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		朝倉郡全域 甘木市全域